

ほっかいどうしょう しやしきくすいしんしんぎかいせつちこんきょほうれいとう ばっすい
北海道障がい者施策推進審議会設置根拠法令等 (抜粋)

しょうがいしゃきほんほう
障がい者基本法

しょうがいしゃきほんけいかくとう
(障がい者基本計画等)

だい じゅう せいは、しょうがいしゃのじりつおよびしゃかいさんか しえんとう しきく そうごうてき けいかくてき
第11条 政府は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的
な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画(以下「障がい者基本計画」
という。)を策定しなければならない。

2 とう道府けんは、しょうがいしゃきほんけいかく きほん とうがいとう道府けん しょうがいしゃ しょうきょうとう
都道府県は、障がい者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障がい者の状況等を
踏まえ、当該都道府県における障がい者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障がい者計画」
という。)を策定しなければならない。

3、4 (略)

5 とう道府けんは、とう道府けんしょうがいしゃけいかく さくてい あ だい じゅうだい こう ごうぎせい きかん いけん き
都道府県は、都道府県障がい者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴
かなければならない。

6～9 (略)

とう道府けん ごうぎせい きかん
(都道府県における合議制の機関)

だい じゅう とう道府けん ちほうじちほうだい じゅう だい こう していとし い か していとし ふく い か
第36条 都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))を含む。以下
同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 とう道府けんしょうがいしゃけいかく かん だい じゅうだい こう どうじゅうだいこう じゅんよう ばあい ふく きてい
都道府県障がい者計画に關し、第11条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定
する事項を処理すること。
- 二 とうがいとう道府けん しょうがいしゃ かん しきく そうごうてき けいかくてき すいしん ひつよう じこう ちょうさ
当該都道府県における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査
審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 とうがいとう道府けん しょうがいしゃ かん しきく すいしん ひつよう かんけいきかん そうご れんらくちょうせい しょう
当該都道府県における障がい者に関する施策の推進について必要な関係機関相互の連絡調整を要
する事項を調査審議すること。

2 ぜんこう ごうぎせい きかん いいん こうせい とうがいきかん さまざま しょうがいしゃ いけん き しょうがいしゃ じつじょう
前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障がい者の意見を聴き障がい者の実情
を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 ぜんこう さだ めるものほか、だい 1 項の合議制の機関の組織及び運営に關し必要な事項は、条 例で定める。

4、5 (略)

しょうがいしゃじりつしえんほう
障がい者自立支援法

とう道府けんしょうがいふくしけいかく
(都道府県障がい福祉計画)

だい じゅう とう道府けん きほんしんしん そく しちやうそんしょうがいふくしけいかく たっせい し
第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、
各市町村を通ずる広域的な見地から、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他こ
の法律に基づく業務の円滑な実施に關する計画(以下「都道府県障がい福祉計画」とい
う。)を定めるものとする。

北海道障がい者施策推進審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 審議会の名称は、北海道障がい者施策推進審議会とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者(障害者基本法第2条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。)並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者の中から、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、学識経験のある者、障がい者並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者の中から、知事が任命する。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関する関係のある専門委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関する関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。